

【第 1 問】

(1) 1

正しい。いわゆる「顧客に関する説明義務（アカウンタビリティ）」に関する記述である。

(2) 2

公的介護保険の被保険者は2つに区分され、65歳以上の者は第1号被保険者、40歳以上65歳未満の公的医療保険加入者は第2号被保険者となる。

(3) 2

厚生年金保険の被保険者期間を20年以上有する者が老齢厚生年金の受給権を取得したとき、その者に生計を維持されている一定の要件を満たす配偶者または子がいる場合、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。

(4) 1

正しい。なお、年金法において「子」とは、18歳到達年度末日（3月31日）までにある子（障害者は20歳未満）のことをいう。

(5) 1

正しい。なお、返済期間は原則15年以内である。

(6) 1

正しい。国内銀行の窓口において生命保険に加入する場合、銀行は生命保険募集代理店であり、当該保険契約は契約者と生命保険会社との間で成立するため、生命保険契約者保護機構による補償の対象となる。

(7) 1

正しい。出生前加入特則とは、出生前に学資保険やこども保険に加入することで、一般に、出産予定日の140日前から加入できる。

(8) 2

身体の傷害のみに基因して保険金が支払われる保障（災害割増特約や傷害特約など）に係る保険料は、介護医療保険料控除の対象外となる。

(9) 2

自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）において、被害者1名に対する保険金の支払限度額は次のとおり。

- ・ 死 亡…最高3,000万円
- ・ 後遺障害…最高4,000万円（後遺障害の程度による）
- ・ 傷 害…最高 120万円

(10) 2

受託者賠償責任保険は、他人から預かった財物に対して保管・管理中の事故により損害を与えた場合、被保険者である企業等が負担する法律上の損害賠償責任を補償する保険である。本問のほか、次のような場合に補償される。

(例) クリーニング店で、顧客から預かったスーツを洗淨中に誤って薬液によるシミを作ってしまったことによる賠償責任。

(11) 2

国内総生産（GDP）は、一国の国内で一定期間内に生産された財・サービスなどの付加価値の総額であるため、その国の国民が海外で生み出した付加価値は含まれない。

(12) 2

「アクティブ運用」に関する記述である。パッシブ運用は、ベンチマークに忠実に連動する運用成果を目指す運用スタイルである。

(13) 1

正しい。元利合計額 $=1,000,000円 \times (1 + 0.01)^2 = \underline{1,020,100円}$

(14) 1

正しい。一般に、信用リスク（デフォルトリスク）が上昇すると、債券価格は下落し、利回りは上昇する。反対に、信用リスクが低下すると、債券価格は上昇し、利回りは低下する。

(15) 2

指値注文とは、売買価格を指定して注文する方法であり、価格優先の原則により、買い指値注文は最も高い価格の注文を優先して取引を成立させる。

(16) 2

老齢基礎年金や老齢厚生年金など、公的年金の老齢給付に係る所得は、雑所得となる。なお、公的年金の障害給付と遺族給付に係る所得は、非課税所得となる。

(17) 1

正しい。不動産所得の金額の計算上生じた損失のうち、必要経費に算入した土地取得のための負債の利子は、損益通算の対象とならない。なお、建物取得のための負債の利子は、損益通算の対象となる。

(18) 2

医療費控除の対象となる金額は、「その年中に実際に支払った医療費の合計額」から「保険金などで補てんされる金額および10万円（または「課税標準の合計額×5%」のいずれか少ないほう）」を控除して算出する。

(19) 1

正しい。青色申告承認申請書の提出期限は、青色申告を開始したい年の3月15日（1月16日以後に新規開業する場合には開業日から2ヵ月以内）である。

(20) 2

NISA口座での取引は、所得税の確定申告が不要である。

- (21) 1
正しい。不動産登記記録の記載内容に公信力はないため、現地調査等の他の手段でも不動産の状況を確認することが重要である。
- (22) 2
媒介契約には、一般媒介契約、専任媒介契約、専属専任媒介契約の3種類があり、専任媒介契約および専属専任媒介契約の有効期間は最長3ヵ月である。
- (23) 1
正しい。防火地域内に耐火建築物を建築する場合、建蔽率は10%緩和されるが、建蔽率80%の地域内で、かつ、防火地域内に耐火建築物を建築する場合は、建蔽率の適用除外（建蔽率100%）となる。
- (24) 2
第一種・第二種低層住居専用地域または田園住居地域内における建築物の高さは、原則として10mまたは12mの高さ制限がある。
- (25) 1
正しい。配偶者、直系血族および生計を一にする親族等への譲渡ではないことが要件の1つとなっている。
- (26) 2
個人が法人から贈与を受けた財産は、一時所得（または給与所得）として、所得税の課税対象となる。
- (27) 2
贈与税を納期限までに金銭で一括納付できない場合、一定の要件のもとに延納が認められているが、物納は認められていない。
- (28) 1
正しい。なお、代償分割の代償として、現金ではなく、相続人が従来から所有していた土地などを交付した場合、譲渡所得税が課されることがある。
- (29) 1
正しい。相続税の財産評価上、取引相場のない株式（上場株式および気配相場のある株式以外の株式）の評価は、株式取得者の態様により、「原則的評価方式」と「特例的評価方式」に区分される。同族株主等が取得した場合は、原則として、「原則的評価方式」である類似業種比準方式または純資産価額方式を適用して評価する。また、同族株主以外の株主等が取得した場合は、原則として、「特例的評価方式」である配当還元方式を適用して評価する。

原則的評価方式		特例的評価方式
類似業種比準方式	純資産価額方式	配当還元方式
類似した業種で上場している企業の1株あたりの配当・利益・純資産の金額と比較して評価額を計算	会社の資産を相続税評価額で評価し、そこから負債と法人税等を差し引いたものを発行済株式数で割って1株あたりの評価額を計算	評価する会社の1株あたりの配当金を10%で割って評価額を計算

(30) 2

自己所有の土地にマンションを建てて他人に賃貸している場合など、貸家の敷地の用に供されている宅地のことを貸家建付地という。

【第2問】

(31) 1

現在の額から将来の受取年金額を求めるには「現在の額×資本回収係数」で求める。

(32) 3

傷病手当金は、病気やケガのため、仕事を休んだ日が連続して3日間あったときに、4日目以降の休んだ日について、支給開始日から起算して1年6ヵ月を限度として支給される。

(33) 2

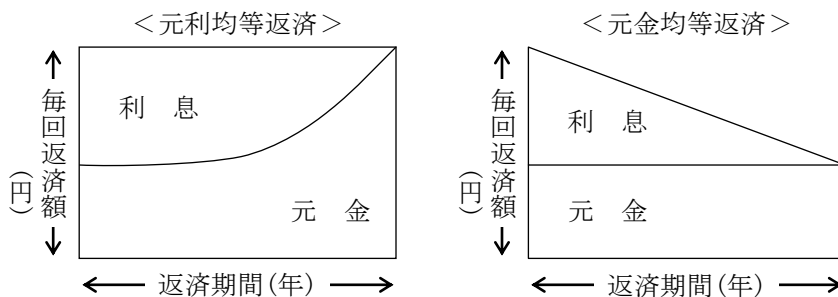
合算対象期間（カラ期間）、学生納付特例期間、納付猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されるが、追納しない限り年金額の計算には反映されない。

(34) 2

「付加年金」とは、国民年金の第1号被保険者が、毎月の国民年金保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めることで、将来老齢基礎年金の上乗せとして受給できる年金である。付加年金の額は、200円に付加保険料を納めた月数を乗じて計算される。

(35) 3

元利均等返済方式とは、毎回返済額（元金＋利息）が返済終了まで一定の方式である。また、元金均等返済方式とは、毎回返済額のうち元金部分が一定で、返済額が毎回減少する方式である。



(36) 1

いわゆる「クーリング・オフ制度（契約撤回請求権）」に関する記述である。

原則として、契約申込日または契約申込みの撤回に係る事項を記載した書面の交付日のいずれか遅い日を含めて8日以内であれば、書面（郵送）により申込みを撤回することができる。

(37) 3

保険料の払込みを中止して、その時点の解約返戻金相当額をもとに保険契約を有効に継続する制度として、「払済保険」と「延長（定期）保険」がある。

「払済保険」は、元の契約と同じ保険期間のまま、同じ種類の保険または養老保険に変更する方法である。また「延長（定期）保険」は、元の契約と同じ保険金額の定期保険に変更する方法である。なお、いずれも、変更後に特約がすべて消滅する。

(38) 1

軽過失による火災で隣家に延焼損害を与えた場合、「失火の責任に関する法律（失火責任法）」が適用され、隣家に対して損害賠償責任を負わない。ただし、借家を焼失させた場合、失火責任法は適用されず、借家人は家主に対して損害賠償責任を負う。

(39) 2

地震保険の保険料は、築年数や免震・耐震性能に応じて4種類の割引制度（最大50%）があるが、重複して適用を受けることができない。

(40) 3

がん保険は契約締結後90日間の免責期間が設けられており、免責期間中にがんと診断された場合、契約は無効となるため、保険金等は支払われない。

(41) 2

所有期間利回りとは、新発債や既発債を償還まで保有せずに、途中で売却した場合の利回りである。

$$\begin{aligned}\text{所有期間利回り（\%）} &= \frac{\text{クーポン} + \frac{\text{売却価格} - \text{買付価格（または発行価格）}}{\text{所有期間（年）}}}{\text{買付価格（または発行価格）}} \times 100 \\ &= \frac{2 + \frac{99 - 98}{2}}{98} \times 100 \approx 2.55\%\end{aligned}$$

(42) 2

$$\text{PBR（株価純資産倍率）} = \frac{\text{株価}}{\text{1株当たり純資産}}$$

$$\text{PER（株価収益率）} = \frac{\text{株価}}{\text{1株当たり純利益}}$$

(43) 3

ポートフォリオの期待収益率は、各資産の期待収益率をポートフォリオの構成比（組入比率）で加重平均して求めた値に等しくなる。なお、下記の計算式では、各資産の構成比を％表示ではなく小数としている。

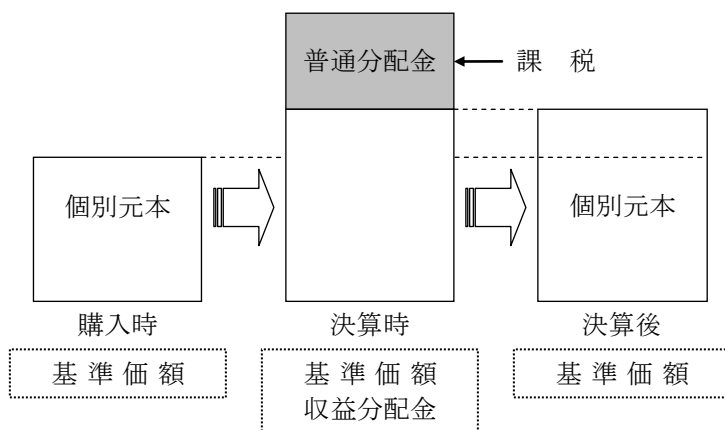
$$\text{ポートフォリオの期待収益率} = 2.0\% \times 0.4 + 4.0\% \times 0.6 = \underline{3.2\%}$$

(44) 1

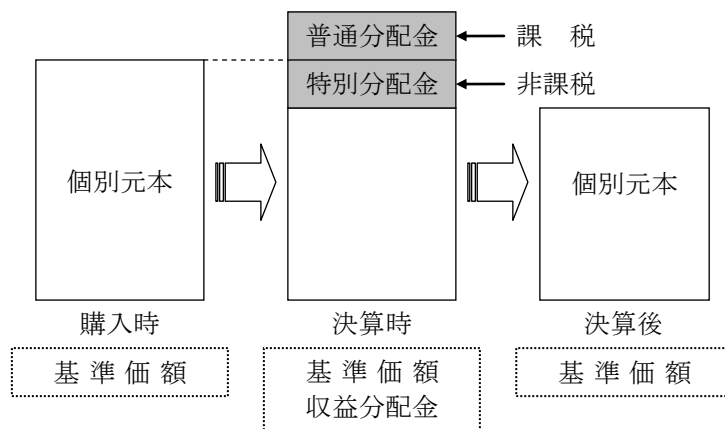
追加型株式投資信託の収益分配金は、個別元本方式により課税額が算出される。個別元本方式とは、受益者（投資家）ごとに税法上の元本を把握する方式で、個々の元本超過部分が「普通分配金」として課税対象とされ、元本の払戻しとみなされる部分が「元本払戻金（特別分配金）」として非課税となる。

- ① 収益分配金支払後の基準価額 $\geq$ 個別元本
 - ・全額が「普通分配金」として課税される。
- ② 収益分配金支払後の基準価額 $<$ 個別元本
 - ・個別元本と収益分配金支払後の基準価額の差額は「元本払戻金」として非課税となる。
 - ・残額は「普通分配金」として課税される。

<① 収益分配金支払後の基準価額 $\geq$ 個別元本のイメージ図>



<② 収益分配金支払後の基準価額 $<$ 個別元本のイメージ図>



本問は、上記②に該当し、次のように計算する。

分配落ち前の基準価額 : 1 万1,700円 + 400円 = 1 万2,100円

普通分配金（元本超過部分）: 1 万2,100円 - 1 万2,000円 = 100円

元本払戻金（特別分配金） : 400円 - 100円 = 300円

(45) 1

つみたてNISA勘定に受け入れることができる限度額は年間40万円で、最長20年間非課税となる。

(46) 1

貸家の家賃収入や駐車場の地代収入などによる所得は、その規模にかかわらず、不動産所得となる。

(47) 3

<退職所得控除額>

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数（最低80万円）
20 年 超	800万円 + 70万円×（勤続年数－20年）

なお、勤続年数の1年未満の端数は1年に切り上げる。

退職所得控除額 = 800万円 + 70万円×（22年－20年） = 940万円

(48) 3

納税者の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者の合計所得金額の多寡にかかわらず、配偶者控除および配偶者特別控除のいずれの適用も受けることはできない。

(49) 3

扶養親族のうち、その年の12月31日時点の年齢が19歳以上23歳未満の者を特定扶養親族といい、1人当たり63万円の特定扶養控除の適用を受けることができる。

(50) 3

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用要件は以下のとおり。

- ① 返済期間（償還期間）が10年以上の住宅ローンで取得等したこと。

② 住宅の建築、取得、増改築をしたこと。

<住宅の要件>

 - ・床面積が50㎡以上であること。
 - ・中古住宅は、築後20年（耐火建築物は25年）以内、または新耐震基準に適合していること。
 - ・増改築は工事費用が100万円を超えること。
 - ・店舗兼住宅は、居住用部分が2分の1以上あること。

③ 取得後6ヵ月以内に居住し、適用を受ける各年の12月31日まで引き続き居住していること。

④ 適用を受ける年の合計所得金額が3,000万円以下であること。

(51) 1

所有権に関する事項は、権利部甲区に記録される。また、抵当権など、所有権以外の権利に関する事項は、権利部乙区に記録される。不動産登記の記載事項は以下のとおり。

表題部		物理的現況（土地や建物の表示）
権利部	甲区	<u>所有権</u> に関する事項（所有権の保存・移転、差押等）
	乙区	所有権以外の権利に関する事項（ <u>抵当権</u> 、賃借権等）

(52) 1

定期建物賃貸借契約（定期借家契約）を除き、賃貸借期間を1年未滿とする建物の賃貸借契約は、期間の定めがない賃貸借とみなされる。

(53) 3

市街化区域内において、原則として1,000㎡以上の開発行為を行おうとする者は、都市計画法に定める開発許可（原則として都道府県知事の許可）を受けなければならない。

(54) 1

農地法における「市街化区域の特例」に関する記述である。

農地を農地以外のものに転用する場合、農地法第4条が適用され、原則として、都道府県知事等の許可が必要であるが、市街化区域内の農地の転用等については、あらかじめ一定事項を記載した届出書を農業委員会へ提出すれば、都道府県知事の許可は不要である。

(55) 2

土地または建物などの不動産を譲渡した場合の譲渡所得（分離譲渡所得）は、譲渡した日の属する年の1月1日における所有期間によって、「短期譲渡所得」と「長期譲渡所得」に分けられる。譲渡した日の属する年の1月1日における所有期間が5年以下の土地・建物の譲渡所得は「（分離）短期譲渡所得」、譲渡した日の属する年の1月1日における所有期間が5年超の土地・建物の譲渡所得は「（分離）長期譲渡所得」となる。

(56) 1

贈与された財産の価額が基礎控除額を超える場合、受贈者は、原則として、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに、贈与税の申告書を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない

(57) 3

相続時精算課税制度を選択した場合の贈与税の計算は、適用を受けた贈与財産の課税価格の合計額から、特別控除額として累計2,500万円を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて算出する。

(58) 1

相続人が取得した死亡保険金および死亡退職金のそれぞれについて「500万円×法定相続人の数」で計算した非課税金額を控除することができ、その超える部分は「みなし相続財産」として相続税の課税対象となる。

(59) 1

上場株式は、原則として次の4つのうち、最も低い価額で評価する。

- | |
|------------------------------|
| ① 課税時期（死亡日または贈与日）の最終価格 |
| ② 課税時期の属する月の毎日の最終価格の月平均額 |
| ③ 課税時期の属する月の前月の毎日の最終価格の月平均額 |
| ④ 課税時期の属する月の前々月の毎日の最終価格の月平均額 |

本問において、課税時期は平成30年12月20日であるため、2,500円が課税時期の最終価格（上記①）となる。同様に、上記②は平成30年12月の月平均額2,400円、上記③は平成30年11月の月平均額2,400円、上記④は平成30年10月の月平均額2,300円となる。したがって、1株当たりの相続税評価額は、①～④のうち最も低い価額④2,300円である。

(60) 2

「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」における限度面積と減額割合は以下のとおり。

宅地の区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地		
貸付事業用宅地（貸付用不動産の宅地）		200㎡	50%

©TAC2019

本書は「著作権法」によって、著作物等の権利が保護されている著作物です。本書の一部または全部につき、無断で転載、複写されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合には、あらかじめ小社宛許諾を求めてください。